

MK テニスクラブ クラブ規約

～総則～

第1条 名称

本クラブは、MK テニスクラブ（以下、本クラブという。略称：MKTC）と称し、事務局を静岡県藤枝市に置くものとする。

第2条 運営

本クラブの運営は、代表が行うものとする。

第3条 目的

クラブは、テニスを通して、会員相互の親睦と健康の増進を計り、スポーツマンシップを涵養すること、並びに地域社会のスポーツ文化の発展に貢献することを目的とします。

第4条 会員

クラブの会員種類は、正会員、準会員、ジュニア会員とし、会員期間は、2年間とします。

◎正会員：クラブ営業日の全日、営業時間内に第11条記載の施設を利用できるものとします。

◎準会員：正会員になることができないやむを得ない事情があるとクラブが認めた場合、準会員としての入会を認め、第11条記載の施設を利用できるものとします。

◎ジュニア会員：小学生以下のお子様を対象とし、利用条件は正会員と同じものとします。なお、ジュニア会員が中学生となり、継続して加入する場合は、正会員へと自動的に変更されます。

第5条 入会資格

クラブへの入会資格は下記とします。

- ①会員期間中は本会員規約及びクラブ利用細則に従う者。
- ②クラブの秩序を乱す行為、他の会員への迷惑行為を行わない者。
- ③所定の会費、入会金等を遅滞なく支払う者。
- ④刑事処罰等を受けたことがない者。
- ⑤暴力団等の反社会勢力と関わりがない者。

なお、入会資格を満たす方でも、クラブ側が入会承認しない場合、もしくは会員定数超過により、入会を許可しない場合があります。

第6条 入会手続き

入会希望者は、前条①～⑤をすべて満たすことを確認し、本会員規約及びクラブ利用細則を承認のうえ、クラブ所定の申込書を提出するものとします。

尚、クラブより入会の承認を受けた場合は、クラブ所定の会費等を支払うものとし、支払いが完了した時点で入会とします。

第7条 更新

会員期間は2年間とし、会員は2年の会員期間満了時に、継続か退会かをクラブに申し出ることができるものとします。更新時には会員証を再発行し、クラブの定める所定の更新料（会員証再発行手数料を含む）を支払うこととします。

第8条 会員証

クラブは、会員に対し記名式会員証を発行するものとします。会員証は、会員の氏名、会員期間を記載したもので、更新時に再発行を行うものとします。なお、会員証の売買、貸与、譲渡、名義変更はできないものとします。又、会員証を紛失した場合は、速やかに所定の会員証再発行申請をするものとします。再発行手数料は、1回まで無料とし、2回目以降は所定の手数料を支払うものとします。

第9条 会費等の支払

会員は、毎月最終日までに次月会費を一括して前納するものとします。尚、大会参加費、遠征費、その他クラブの企画するイベント等に関する費用については、会費とは別途、金額・納期を設定し、徴収する場合があります。

また、毎年1月、4月、7月、10月には、ボール代(他、備品費含む)を徴収します。

第10条 会費等の変更・返納

入会金・会費・更新費、その他の料金は、物価の高騰、その他経済情勢、大会成績、及びクラブの決定に基づき変動が生じる場合もあります。ただし、クラブは、変更実施の3ヵ月前までに会員に対し変更内容を会員に告知するものとし、一度納付された会費等は、原則返納しないものとします。

第11条 利用可能施設

会員は、クラブが手配した施設に対し、活動日単位で参加意思を表明するものとし、活動中は指定の施設を利用できるものとします。

第12条 施設の利用方法

会員は第11条記載の施設を利用する際は、本会員規約及びクラブ利用細則に従い利用するものとします。

第13条 会員資格喪失

会員が次の一つにでも該当する場合は、自動的にその会員資格を喪失するものとします。

- ①退会又は死亡したとき。
- ②会員期間の終了後3ヵ月以内にクラブ所定の会費の支払いがなされなかったとき。

③第 14 条記載の除名処分を受けたとき。

④第 23 条記載の事由が発生したとき。

第 14 条 除名

会員が次の一つにでも該当する場合は、クラブは会員を除名することができるものとします。

①本会員規約及びクラブ利用細則に違反したとき。

②クラブの秩序を乱したとき、又は乱しているとクラブが判断したとき。

③クラブの名誉、信用を著しく傷つけたとき。

④他の会員に対する迷惑行為があると判断したとき。

⑤会費等の支払いを 3 ヶ月以上滞納し、クラブの請求に応じなかったとき。

⑥刑事処罰等を受けたとき。

⑦暴力団等の反社会勢力と関わりがあると判断したとき。

⑧理由の如何を問わず、除名が妥当であるとクラブが判断したとき。

第 15 条 休会

会員が病気、治療、勤務都合等の正当な理由によりクラブを利用できない場合は、会員は休会届を提出することができるものとし、休会理由をクラブが承認し休会届を受理した場合は、クラブが定める休会措置を受けることができるものとします。

第 16 条 退会

会員が退会する場合は、退会の 14 日前までに退会届を提出するものとします。なお、会費等の未納分がある場合は、退会日までに残金全額を一括して支払うものとします。

第 17 条 クラブ活動日

クラブの活動日は、下記とします。

①毎週木曜日（18 時～21 時）。

②毎週土曜日（12 時～21 時）。

③毎週日曜日（12 時～21 時）。

上記時間は、目安であり、利用する施設の都合上、変更する場合があります。

※ただし、年末年始のクラブ所定の一定期間及び夏期のクラブ所定の一定期間、また、雪・台風・豪雨・強風等の悪天候、地震等の天災により、活動が不可能と代表が判断した場合、活動を休止する場合があります。

第 18 条 ビジター利用（体験入会）

非会員は、ビジターとして無料で体験入会することができるものとします。

ただし、体験入会の際は、入会者情報をクラブに照会し、同一入会者の体験入会は 3 回ま

でとします。会員及びビジター利用以外では、当クラブの活動に参加することはできないものとします。

第 19 条 会員紹介制度

会員は、クラブに新規に会員を紹介し、被紹介会員が入会后 3 ヶ月を経過した際、クラブ所定の紹介報奨金を受け取ることができます。

第 20 条 保険制度

全会員は、正会員、ジュニア会員問わず、クラブ指定の保険に必ず加入するものとし、保険料は、クラブが負担します。ただし、体験入会者に関しては、必要な場合には当人で加入をしていただきます。

第 21 条 大会参加

クラブ会員において、開催される大会に参加を申し出る場合、「日本テニス連盟」及び各市町村のソフトテニス協会に加入することとします。尚、以前に日本テニス連盟の会員であった場合には、クラブに会員情報を開示することとします。

第 22 条 免責事項

クラブは、クラブ活動やそれに伴う移動等において発生した事故、死亡、傷害、後遺障害、盗難等について一切の責任を負わないものとします。

第 23 条 クラブの閉鎖

クラブは、天災地変及び著しい社会情勢の変化並びに相続発生等のクラブ及びクラブ運営上においてやむを得ない事由が生じた場合、会員に対し 3 ヶ月前に予告することにより無条件にクラブの閉鎖、縮小、経営権譲渡等を行うことができるものとします。

第 24 条 附則

本会員規約・クラブ利用細則の改正及び変更は、クラブの定めによるものとし、その効力は改正及び変更の通知をした時点をもって、全ての会員に及ぶものとします。

2020 年 1 月 1 日

(改訂 1) 2020 年 8 月 19 日

第1条 会員の権利

当クラブ会員は、入会申込時に決定した入会日より、2年間当クラブの会員として認められる。ただし、更新費を支払った場合は、さらに2年間延長することができる。

第2条 入会時に徴収する費用

入会時には、入会月及び翌月分の会費を支払うことで、入会を認められる。ただし、入会費が1日の場合は、入会月のみ支払うことで入会を認められる。入会月が、2日以降の場合、入会月の月末までの残りの日数に100を乗算した金額を入会月分の会費とし、翌月分と合わせて支払うものとする。

第3条 会費

会員は、毎月最終日までに次月会費を一括して前納するものとし、正会員、ジュニア会員は月3,000円とする。準会員は、クラブ活動に参加した回数1回につき500円を都度徴収するものとする。ただし、ジュニア会員の保護者が正会員の場合、ジュニア会員1名分は無料とする。(例:母親が正会員の場合、ジュニア1名まで無料、2人目以降は1人につき3,000円。両親が正会員の場合、ジュニア2名まで無料、3人目以降は1人につき3,000円とする。)

第4条 ボール代(備品費)

会員は、1月、4月、7月、10月にボール代(その他備品費を含む)として、1,000円を前月末までにクラブに支払うものとする。

第5条 会員証の再発行

当クラブの会員は、クラブ活動時に必ず支給された会員証を携帯するものとし、会員証を紛失した場合には、再発行手数料1,000円を支払って再発行を行うものとする。ただし、初回の再発行についてのみ、クラブは無料で再発行を行う。

第6条 更新

更新時には会員証を再発行し、更新費をとして5,000円支払うものとする。ただし、大会成績、クラブ活動参加率、その他、クラブに対し貢献したとクラブが判断した場合、更新費を減額することもある。

第7条 会費以外の支払

大会参加費、遠征費、その他クラブの企画するイベント等に関する費用については、会費とは別途、金額・納期を設定し、徴収することもある。

第8条 紹介手数料

クラブは、紹介手数料を、1人紹介する毎に5,000円を紹介した会員に支払う。

第9条 スポーツ保険

当クラブの会員は、「公益財団法人スポーツ安全協会」に加入することとし、会費はクラブが支払う。ただし、上記以外の保険に個人で加入する場合の保険料は、会員が負担する。

2020年1月1日 制定

(改訂1)2020年8月19日改訂